

## 香芝市告示第262号

香芝市近鉄大阪線五位堂駅整備補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年12月26日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市近鉄大阪線五位堂駅整備補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、近畿日本鉄道株式会社が近鉄大阪線五位堂駅を特急列車の停車駅とするための整備事業に対し、予算の範囲内において補助金（以下単に「補助金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付の対象は、近鉄大阪線五位堂駅を特急列車の停車駅とすることに係る同駅の装置、設備、施設等の整備に要する費用（直接工事費及び当該工事に付随して発生する費用を含む。以下「整備費」という。）とする。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、近畿日本鉄道株式会社とする。

#### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、整備費の額とし、427万円を上限とする。

#### (交付申請)

第5条 補助対象者は、令和8年1月31日までに、補助金等交付申請書（規則第1号様式）に、第2条の整備（以下単に「整備」という。）に関する次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書又は積算書類の写し
- (2) 図面類の写し
- (3) 整備の実施前における当該整備の対象箇所の写真

#### (交付決定)

第6条 市長は、補助対象者から前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、指令書（規則第4号様式）により申請者に通知するものとする。

#### (実績報告)

第7条 補助対象者は、整備が完了したときは、補助事業等実績報告書（規則第6号様式）に整備に関する次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出

しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 整備費の内訳書
- (3) 整備費の支払金額が分かる書類又は領収証書の写し
- (4) 整備の完了後における当該整備の対象箇所の写真  
(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等交付金額確定書（規則第8号様式）により、申請者に通知するものとする。  
(補助金の交付)

第9条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金等交付請求書（規則第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。